

これからの地域と学校

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動～

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

背景 時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

◆教育環境を取り巻く状況

- 児童生徒数の減少
- 子供の規範意識等への課題
- 学校が抱える課題の複雑化・困難化

◆教育改革の動き

- 「社会に開かれた教育課程」の実現など

◆社会の動向

- 少子高齢化の進行
- グローバル化や情報化の進展
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下

◆地方創生の動き

- 学校を核とした地域の活性化

求められるものとは・・・

- ◆これからの時代を生き抜く力の育成（学校だけでは得られない知識・経験・能力）
- ◆地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要

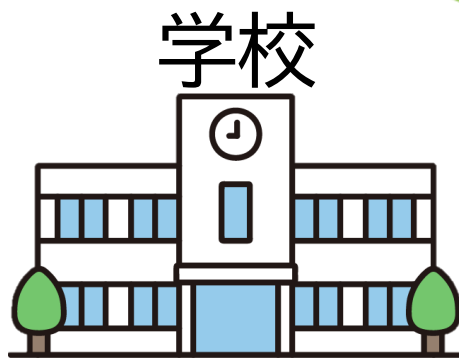
学校と地域の連携・協働が必要

具体的な取組として・・・

コミュニティ・スクール



地域学校協働活動



地域とともにある
学校づくり

『目標』や『ビジョン』
の共有



学校を核とした
地域づくり

目標:よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る



「参加」→「参画」へ

「協力」「支援」→「協働」へ

1.はじめに 教育基本法改正と学習指導要領

教育基本法(平成18年改正)第六条(学校教育)

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

第十三条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

社会総がかりで子どもたちの育ちや学びに関わることが必要

学習指導要領(抄)(小学校・中学校平成29年3月告示 高等学校平成30年3月告示)

前文

(前略)

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

コミュニティ・スクールが一つの手段たりえる

(中略)

児童(生徒)が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童(生徒)や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。

地域学校協働活動が一つの手段たりえる

1.はじめに コミュニティ・スクールに関する議論等の経緯

- **教育改革国民会議報告（平成12年12月）**
新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言
 - **中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）**
教育委員会の判断により、学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置 等
- 学校運営協議会制度創設**
- **地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）**
各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする
 - **中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）**
 - ・地域と学校が連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える「**地域学校協働活動**」の推進および、同活動を推進する「**地域学校協働本部**」を全国的に整備すること
 - ・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、**学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）**を目指すこと
 - **社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年3月改正、同年4月施行）**
 - ・地域と学校が、共に子供たちを育てるために行うものを「**地域学校協働活動**」と定義（**社会教育法**）
 - ・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化（地教行法）**
 - **第三期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）** ※平成30年度～令和4年度
 - ・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入され、全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す
 - **第四期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）** ※令和5年度～令和9年度
 - ・学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上を教育目標に掲げ、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**を進める。

1.はじめに

政府重要文書におけるコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動関係の記載

経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

（質の高い公教育の再生）

学校の働き方改革を通じたこどもたちの豊かな学びを実現するため、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や部活動の地域展開・連携の全国実施を**加速する**とともに、多様な児童生徒の教育機会を保障するため、特別支援教育の体制や環境の充実、養護教諭の支援体制の推進、学びの多様化学校や夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、地域の日本語教育の体制整備、外国人児童生徒への支援体制の強化、在外教育施設の特色を活かした機能強化、学用品の学校備品化の取組周知を推進する。

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 ③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成

i. 学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり

保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールと、地域住民や地元産業界等が参画する地域学校協働活動の一体的な取組の推進に向けて、地域学校協働活動推進員の配置促進を含む支援を行う。また、過疎・離島地域を含む公立高校などへの支援の拡充を図る。特に、専門高校においては、立地する基礎自治体や産業界等と連携した地域人材育成の取組（寮機能を含む交流拠点の整備を含む。）や、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築等を進める。また、学校の通信ネットワークの改善に取り組む。地域コミュニティや産業界の学校教育への参画強化、キャリア教育やA I活用による英語での地域の魅力発信等を進めるとともに、郷土に関する教育の観点を含めて次期学習指導要領に向けた検討を進め、必要な措置を講ずる。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

VI. 人への投資・多様な人材の活躍推進

3. 産業人材育成プラン

②各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実

社会や産業に真に裨益（ひえき）する人材育成を強化するため、都道府県が地域の実情に応じて高校教育改革を展開できるよう、国が基本的な方針を示し、都道府県が自ら作成する実行計画に基づく改革を支援する仕組みづくりを進め、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図る。また、その実効性が高まるよう、高校・大学・大学院改革を一気通貫で推進する。特に専門高校については、**学校運営協議会等を活用し、地域の人材育成ニーズを把握しつつ、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校の運営モデルの開発・普及や、専門高校を拠点とした地方創生支援・地域人材の育成を進める。**

2025.9.2

滋賀県教育委員会事務局職員研修会
講師 福田 範史 氏 資料より引用

「三方よし」で幸せはくむ

「滋賀の教育大綱(第4期滋賀県教育振興基本計画)」を策定しました!

2024年度(令和6年度)から5年間を期間とする、新たな「滋賀の教育大綱(第4期滋賀県教育振興基本計画)」を策定しました。新たな計画では、コロナ禍の経験から得た“気付き”や、困難な環境にある人たちの学びを社会全体で支える視点などを示し、これまで以上に一人ひとりに寄り添い、学びを支えていくための取組を盛り込んでいます。近江商人が遺した「三方よし」の理念で、みんなの幸せを育みます!

基本目標

豊かな人間性や社会性とたくましさを持ち、主体的に未来社会の形成に参画するとともに、生涯にわたり学び続ける人づくりを目指します。

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

子どもを真ん中にした教育施策を総合的に推進します。

柱I 夢と生きる力を育む

子どもたちが将来にわたって幸せを実現することができるように、あらゆる教育活動を通じて子どもたちの夢と生きる力を育みます。

1 知・徳・体を育む

- 読み解く力の育成
- 自尊感情の育成
- 学校体育を中心とした運動の習慣化の促進 など

2 主体的に社会へ参加できる資質能力を育む

- キャリア教育・起業家教育の推進
- ICTを主体的に活用できる態度の育成 など

3 多様な学びの機会をつくる

- 滋賀に学ぶ体験活動等の推進 など

サブテーマ

「三方よし」で幸せ 育む滋賀の教育

一人ひとりが大切にされ、お互いを尊重し合い、関わり合うことで、みんなが幸せになる地域づくりに向けて、様々な教育の取組を展開します。

柱II 学びの基盤を支える

子どもたちが安心して快適に学びを進めることができるように環境を整えていきます。多様な教育ニーズに対応するとともに、一人ひとりの子どもを真ん中に置き、その学びの基盤を支えます。

- 1 教職員を支え、教育力を高める**
 - 働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進
 - 教員人材の確保 など
- 2 安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる**
 - 子どもの心理的安全性の確保 など
- 3 多様な教育ニーズに対応する**
 - 特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進
 - 魅力ある県立高等学校づくりの推進 など
- 4 学びを円滑につなげる**
 - 幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続 など

柱III みんなで学びに関わる

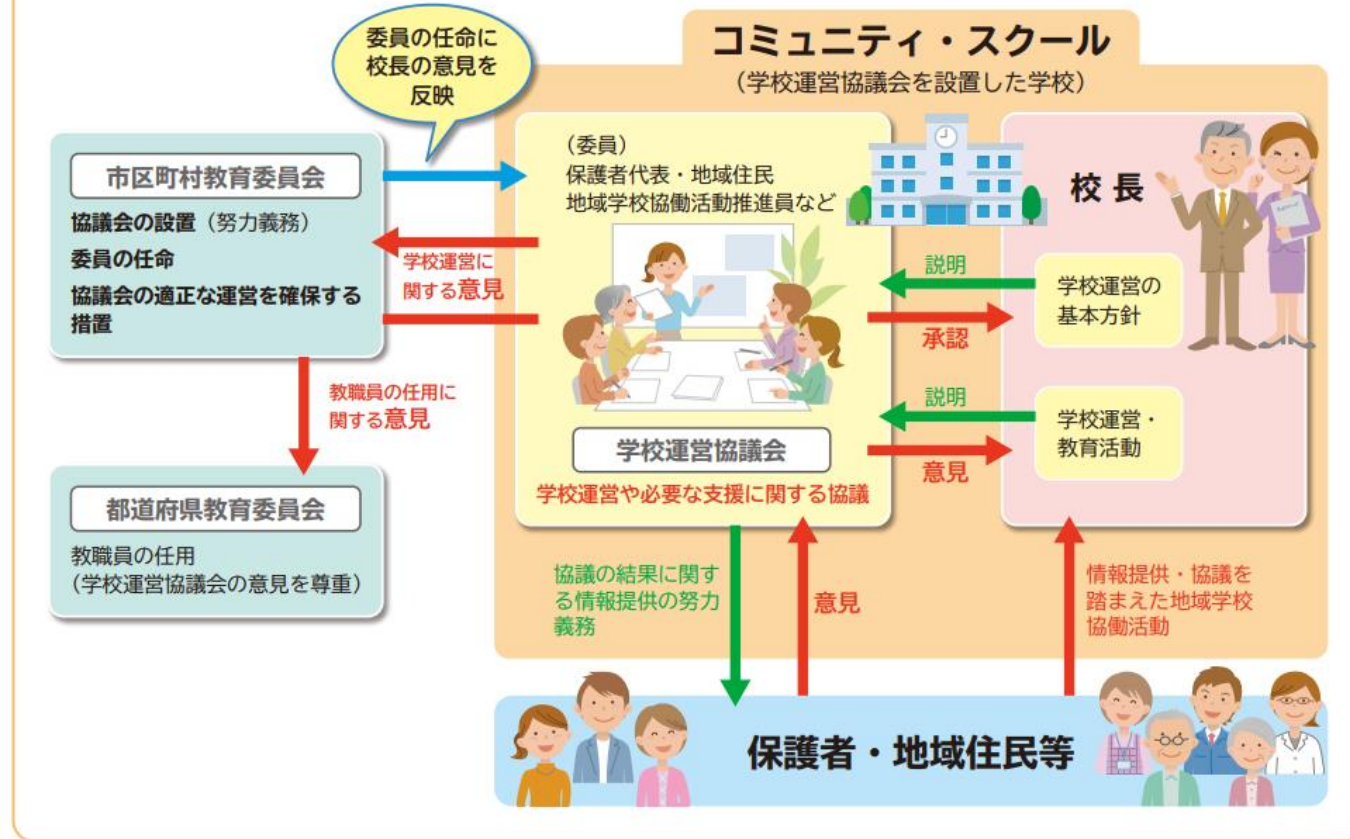
持続可能性にも配慮しながら、社会のみんなで学びに触れる取組を推進し、みんなの幸せの実現を目指します。また学びから誰一人取り残されないように、一人ひとりの学びをしっかりと支えていきます。

- 1 生涯を通じた学びを推進する**
 - 生涯学習の振興
 - 図書館を生かしたまちづくりの推進 など
- 2 地域社会で学びをつなげる**
 - コミュニティ・スクールの推進
 - 家庭教育の活性化促進 など
- 3 困難な環境等にある人の学びを支える**
 - 多様な学びの機会や居場所の確保
 - 日本語指導が必要な子ども等への支援 など

第4期滋賀県教育振興基本計画の全文はこちらからご覧ください。→

2. コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) の仕組み



学校運営協議会の主な3つの役割 (地教行法第47条の6) ※令和2年4月～:第47条の5

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

3. コミュニティ・スクールの意義(制度のメリット)

地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「**当事者**」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

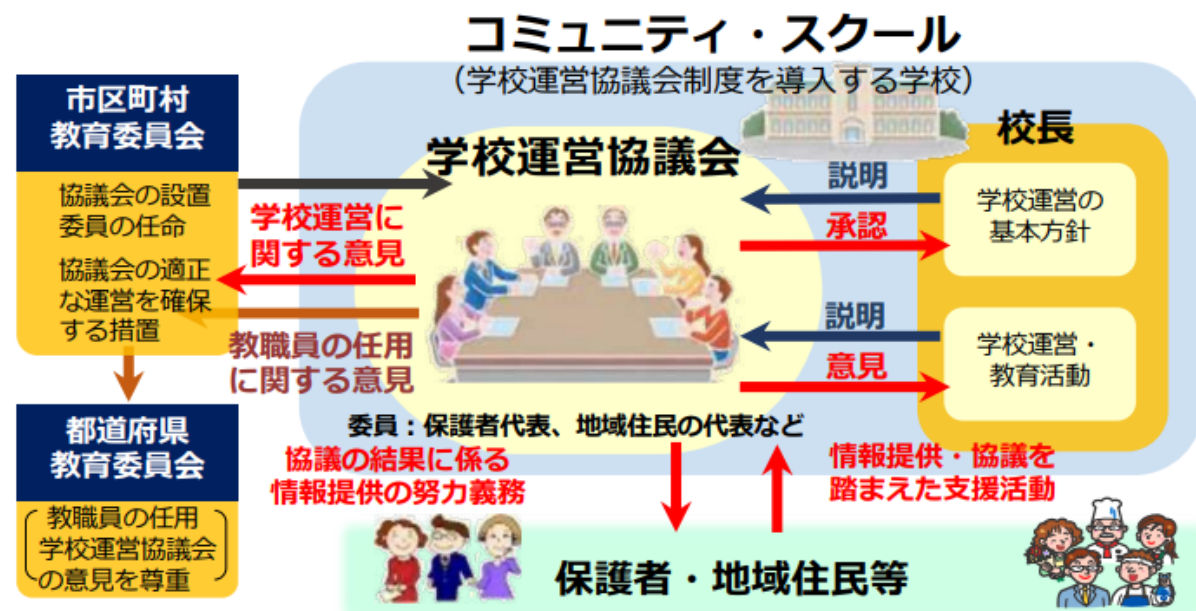
【**学校運営協議会の主な機能・権限**】 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



- 1 当事者性** … 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化(熟議)**
(協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画)
- 2 自立性・対等性** … **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与
(協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能)
- 3 持続性** … 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**
(法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能)

4. 「学校運営協議会制度」と「学校評議員制度」の違い



保護者や地域の方々が一定の権限をもって**学校運営に参画**することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

校長が、必要に応じて学校運営に関して、**保護者や地域の方々の意見を聞く**ことを目的

協議体の設置(校長の運用によらない)

協議体による組織的な活動の広がり

法令等に基づき役割(権限)が明確化

主体的参画による連携・協働性が向上

継続性の観点

組織的活動の観点

役割の明確化の観点

連携・協働性の観点

校長の異動に左右

想定していない

校長の運用

第三者的関わり

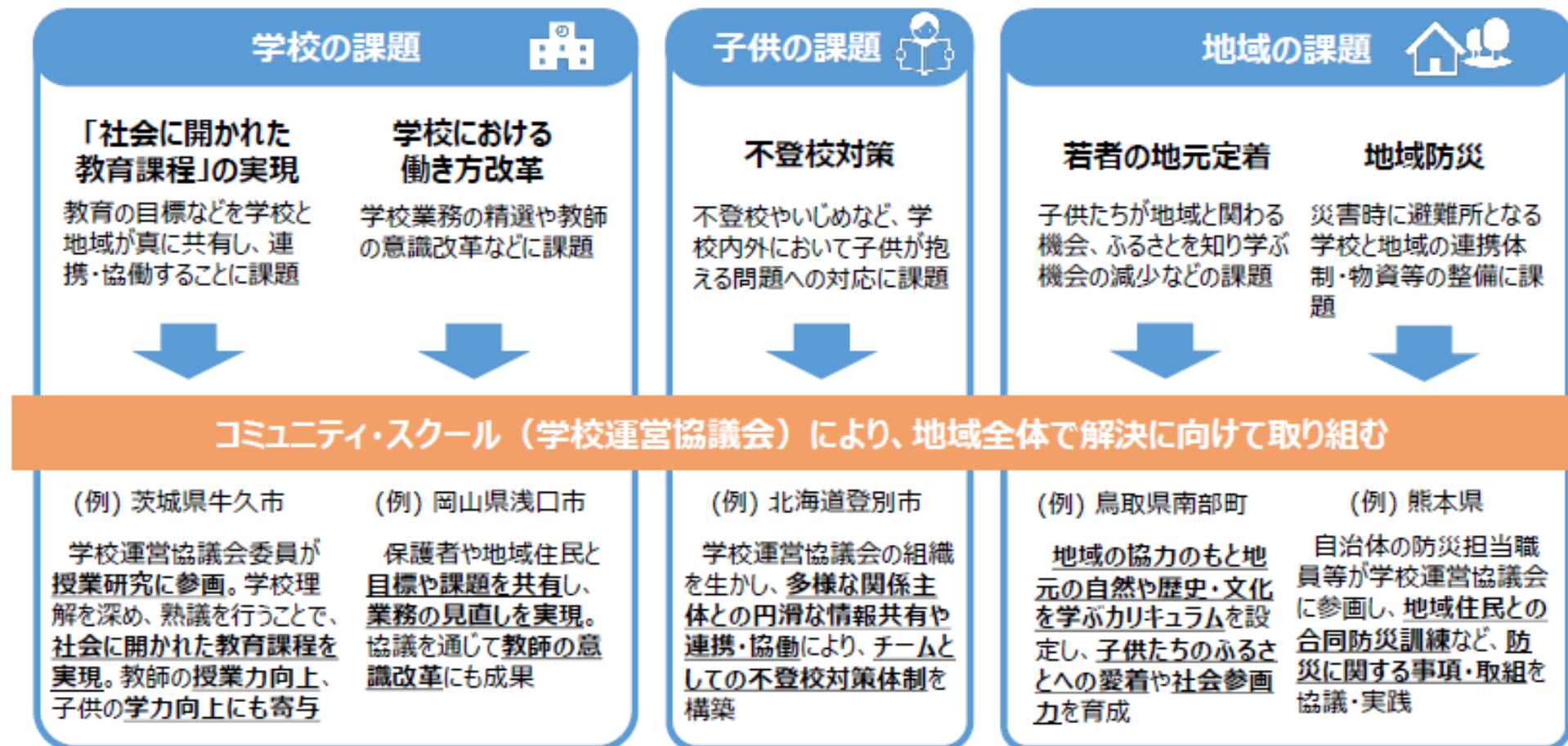
5. コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

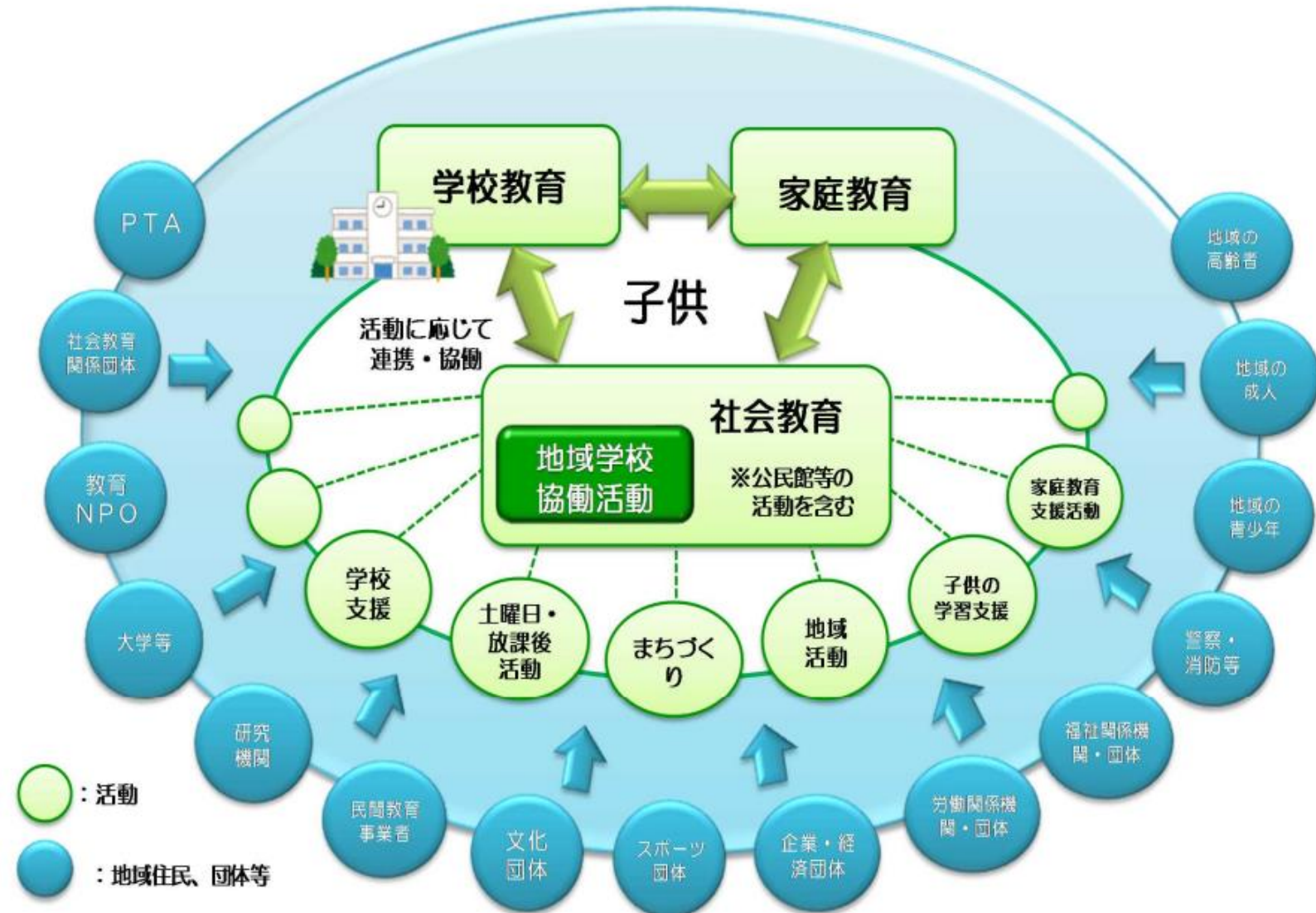
→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



6. 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動の概念図

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成。



6. 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。次の時代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など

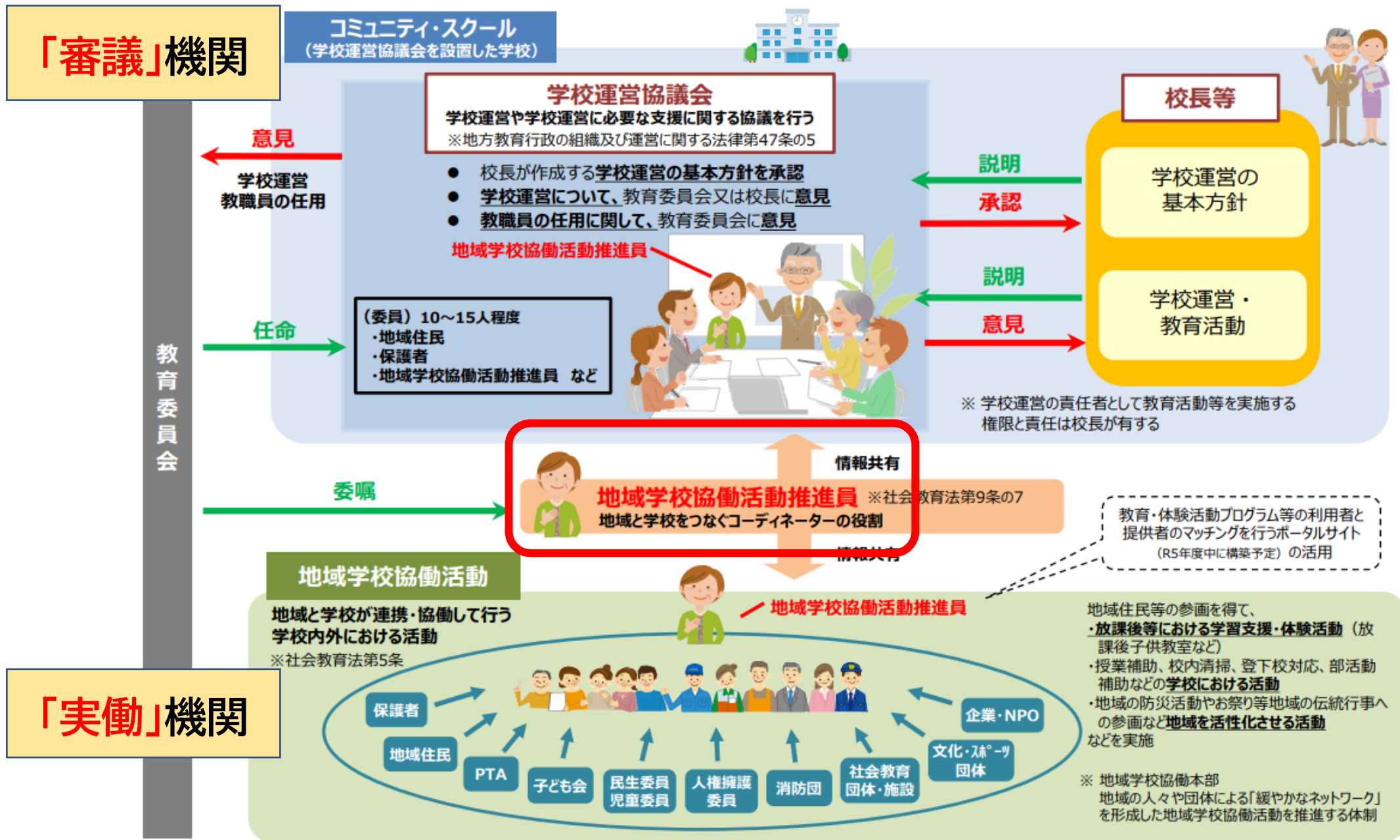


地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



7. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



コミュニティ・スクールは

学校運営協議会と地域学校協働活動との両輪で！



8. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

・当事者として主体的に関わることで

<p>子供 にとって</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己有用感、自尊感情の高まり（地域で褒められる、役に立つ） ● 学力や基本的な生活習慣の定着 （落ち着いた学校生活、基本的な生活習慣や家庭学習習慣の確立を保護者も認識） ● 社会と関わろうとする力やキャリア意識の醸成 	<p>学校と家との往復だけでは得られない、貴重な経験。</p>
<p>学校 にとって</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校理解の深化、学校文化の変化 ● 教育活動の充実と質の向上 <市民目線による意見・反映と協働> ● 災害、事故、事件発生時には、地域が非常に頼れる存在に ● 地域からの苦情が激減 	<p>学校だけで考えることには限界も。地域と知恵・力を合わせて！</p>
<p>地域 にとって</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域行事・活動の活性化（子供の参画） ● 地域の魅力化（安全安心、子育てのまち） ● 子どもに関わることが生きがいに 《学校を核としたまちづくり》 	<p>子どものことを真剣に考えている町、校区は、それだけでまちの魅力が上がる！そして価値もUP！マンション広告にCSの文字が！</p>
<p>家庭 にとって</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの安全確保、安心感（見守り、子供の居場所づくりの充実） ● 親としての学び・成長 ● 多世代間交流の促進と子育て不安の解消 	<p>保護者が地域の大切に気づくこと、これが地域の持続可能性を高める。</p>

9. 教職員の働き方改革との関連

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～
(令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会)

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
 - ・ 保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要

本提言は、**できることを直ちに行うという考え方**のもと、**緊急的に取り組むべき施策を取りまとめた**ものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定。

取組の具体策

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」

を徹底するための取組

- ・ 国、都道府県、市町村、各学校の**それぞれの主体**ごとに、**具体的な対応策の好事例を横展開**

(2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

- ・ 全ての学校で授業時数について点検し、特に、**標準授業時数を大幅に上回って**（年間1,086単位時間以上）**いる学校は、見直すことを前提に点検**を行い、指導体制に見合った計画に見直し
- ・ **学校行事**について、**精選・重点化**、準備の**簡素化・省力化**

(3) ICTの活用による校務効率化の推進

- ・ 学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働

- ・ 学校における働き方改革等を**学校運営協議会**や総合教育会議で積極的に議題化
- ・ **保護者等からの過剰な苦情等**に対しては、教育委員会等の**行政による支援体制を構築**

(2) 健康及び福祉の確保の徹底

- ・ 令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた**「指針」の実効性の向上**
- ・ メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

- ・ 在校等時間の把握方法等の改めでの周知
- ・ 徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(1) 教職員定数の改善

- ・ 教師の持ちコマ数の軽減等にも資する**小学校高学年の教科担任制の強化**などの教職員定数の改善

(2) 支援スタッフの配置充実

- ・ **教員業務支援員の全小・中学校への配置**をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実

(3) 処遇改善

- ・ 給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、**主任手当や管理職手当の額を速やかに改善**

(4) 教師のなり手の確保

- ・ 教師のなり手を新たに発掘するための**教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働**による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、**大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討**を推進

「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）（5文科初第1090号 令和5年9月8日）

https://www.mext.go.jp/content/230914-mext_zaimu-000031836_1.pdf



9. 教職員の働き方改革との関連

柱1:子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり

○スクールカウンセラーの配置

- ・いじめや問題行動等に迅速に対応するため、専門家の配置をする。
- 【目標】 教員とのコンサルテーションやケース会議をさらに充実させることで、教員の資質向上に努め、効果的な生徒指導対応を実現する。

○スクールソーシャルワーカーの配置

- ・いじめや問題行動等に迅速に対応するため、専門家の配置をする。
- 【目標】 スクールソーシャルワーカーが持つ福祉的な視点に立った支援の在り方について、教員向けの研修を充実させ、効果的な生徒指導対応を実現する。

○弁護士による学校サポートの充実【県立学校】

- ・弁護士による学校運営にかかる法律相談窓口を設置するとともに、相談結果を各学校が共有できるようにする。
- 【目標】 円滑な課題解決につなげるため、本制度を各県立学校へ周知する。

学校と地域との連携の強化

★保護者や地域への協力依頼・広報活動

- ・学校の働き方改革の取組について、保護者や地域の方々の協力を得ながら推進できるよう、理解を促進するため、県教育委員会から情報発信などの取組を実施する。
- 【目標】 学校の働き方改革の取組について、保護者や地域等の理解を促進する。

○コミュニティ・スクールの推進

- ・学校と保護者・地域住民が、目標やビジョンを共有し、共に子どもの教育を担う仕組みを構築する。
- 【目標】 学校と地域住民が連携・協働し、学校運営を支える「地域とともにある学校」の実現を目指す。

9. 教職員の働き方改革との関連

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 新旧対照表

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

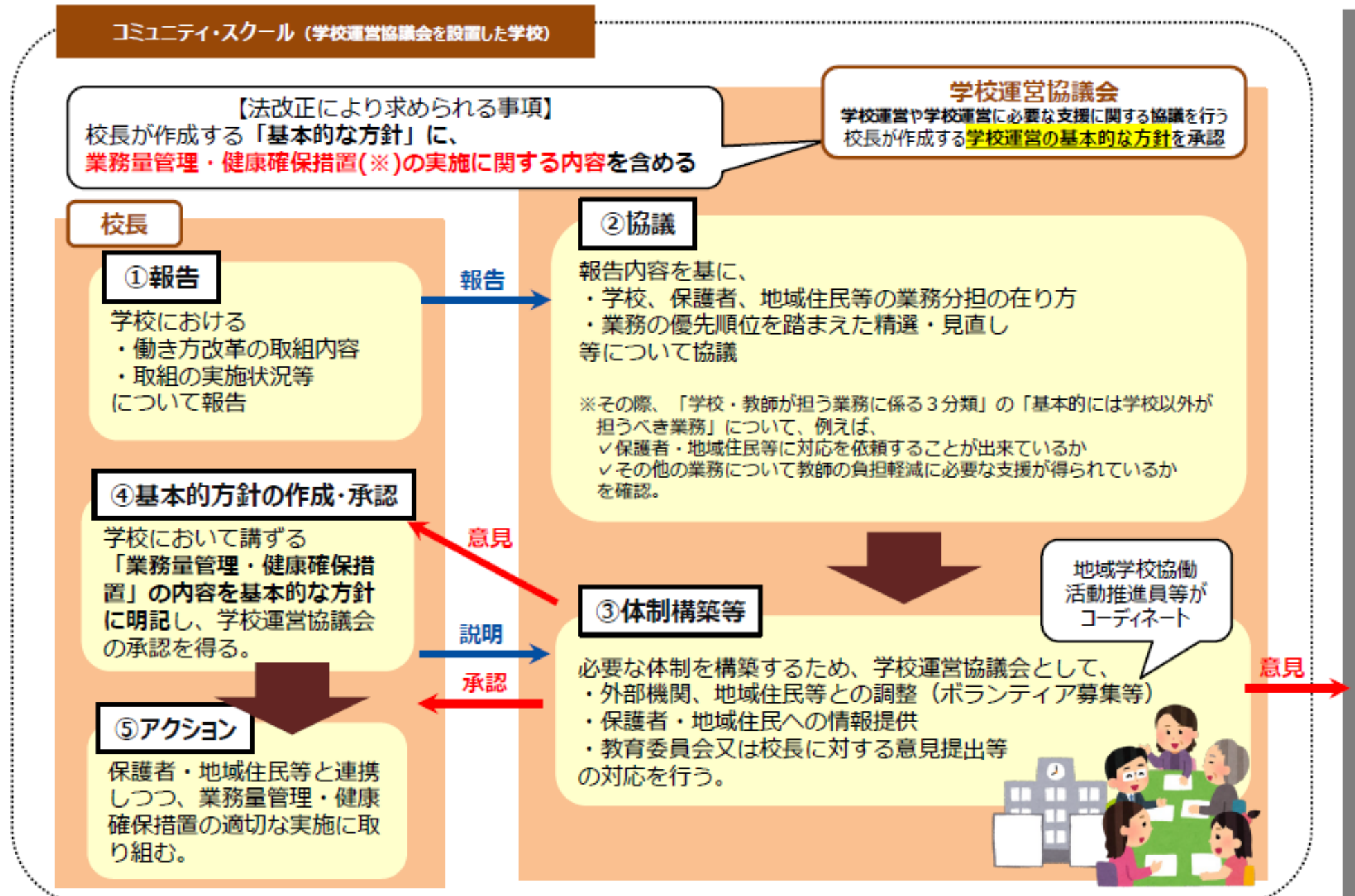
旧	新
4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。	4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、 <u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u> その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

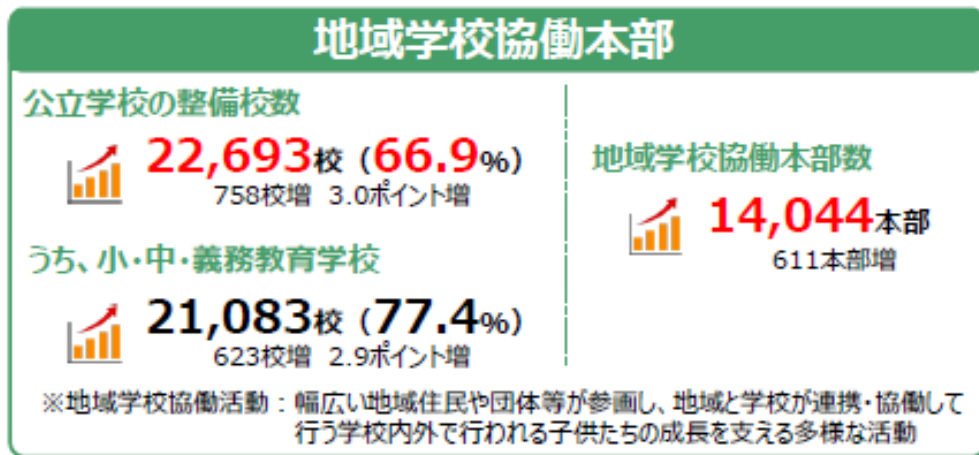
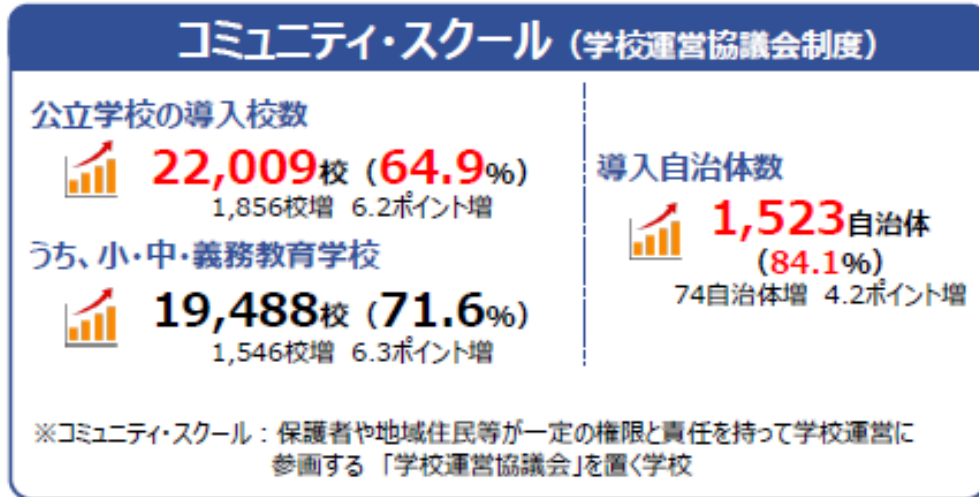
十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

令和七年六月十日 参議院文教科学委員会

9. 教職員の働き方改革との関連



10. 令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



今後の方針

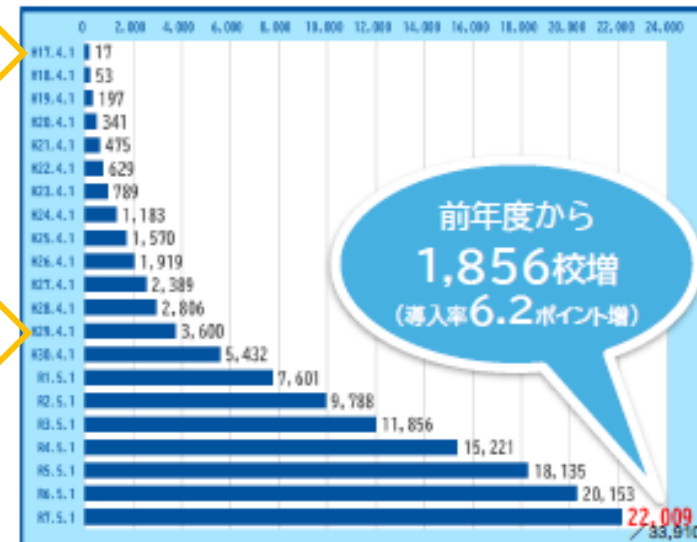
- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 導入促進と質の確保に向けた、自治体に対するCSマスターの重点的な派遣
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る



11. コミュニティ・スクールの導入状況-学校数- 令和7年5月1日時点

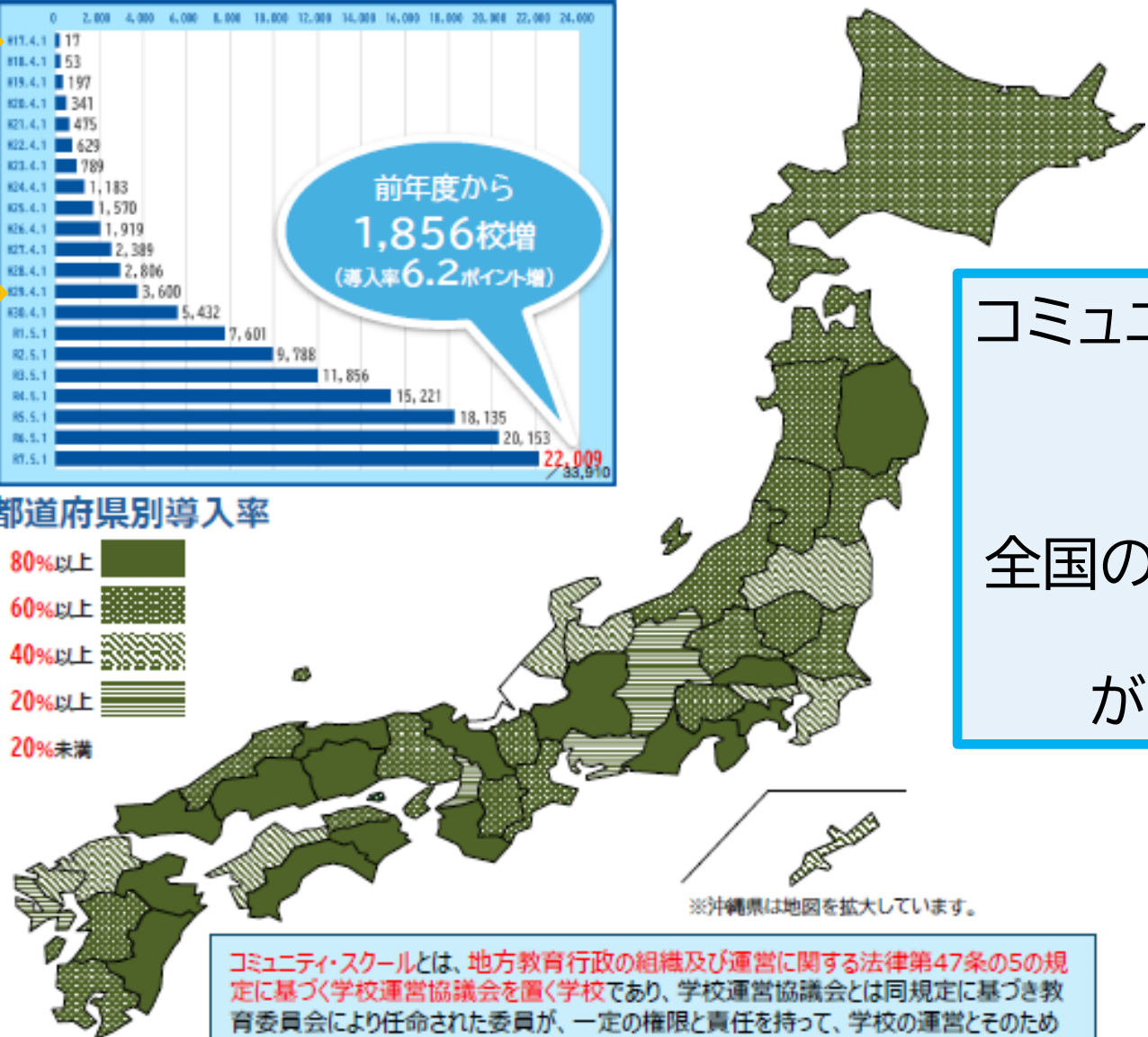
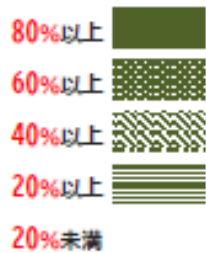
全国のコミュニティ・スクールの数



制度化 H17

努力義務化 H29

都道府県別導入率



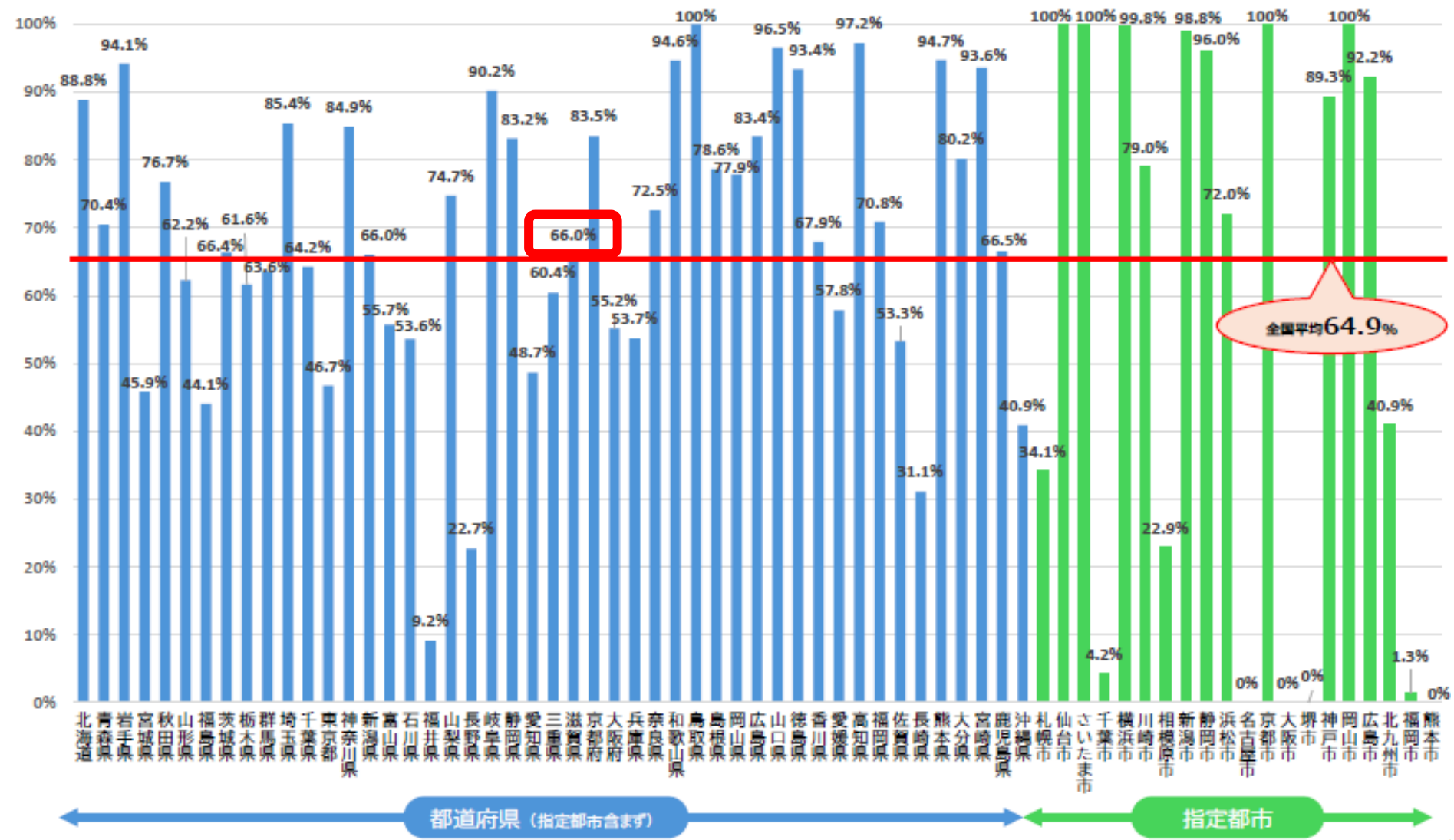
※沖縄県は地図を拡大しています。

コミュニティ・スクールを
導入している学校数
22,009/33,910校
(教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)
全国の公立学校のうち、
64.9%
がコミュニティ・スクールを導入

コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

12. コミュニティ・スクールの導入率(令和3年度以降の推移)-各年度5月1日時点-

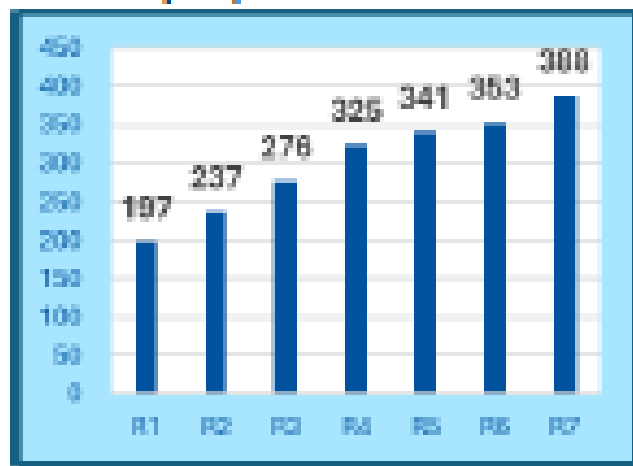
都道府県・指定都市別/全学校種



13. コミュニティ・スクールの導入状況-校種別導入校数の推移-

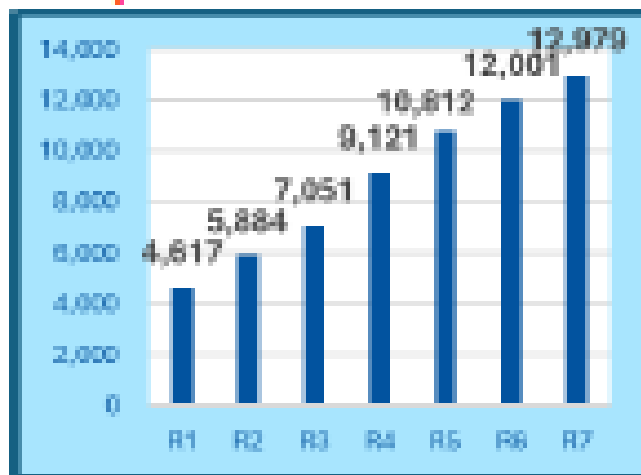
幼稚園

388/2,085園



小学校

12,979/18,073校



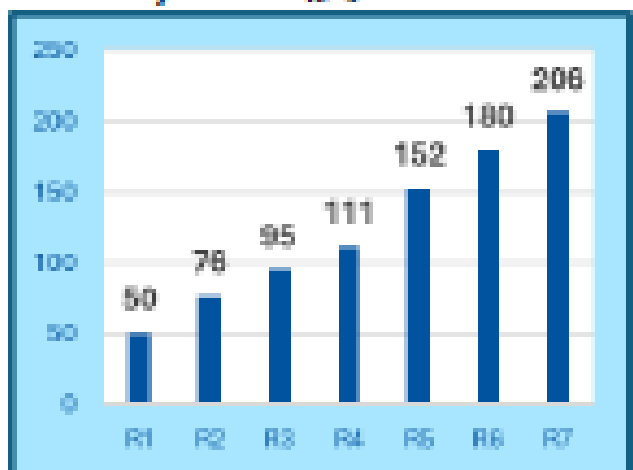
中学校

6,303/8,906校



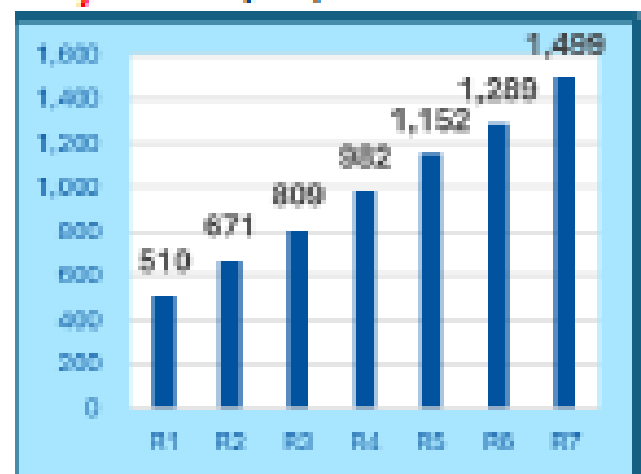
義務教育学校

206/254校



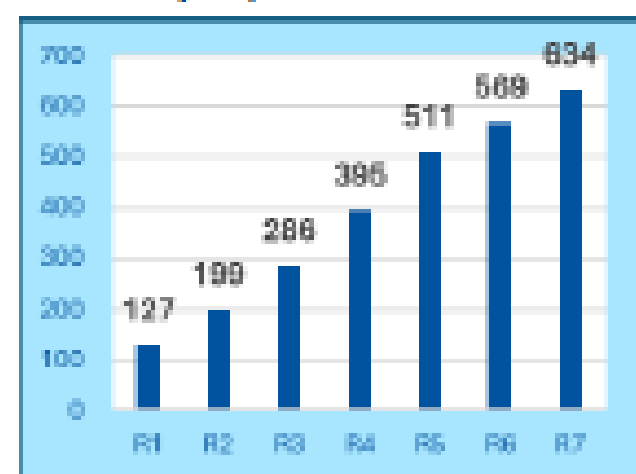
高等学校 (中等教育学校含む)

1,499/3,458校



特別支援学校

634/1,134校



14. 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課の事業について

令和8年度 学校を核とした地域力強化プラン

令和8年4月
滋賀県教育委員会

地域住民等の参画により、地域の将来を担う人の育成を社会全体で担うとともに、持続可能な地域の教育基盤の形成を図る。

趣旨 滋賀県「地域学校協働活動推進事業」

【補助率】 国 1/3
県 1/3
市町 1/3

地域と学校が連携・協働し、将来を担う子どもたちの教育を支えるため、幅広い層の地域住民や企業・団体等の参画により、県民一人ひとりが当事者意識をもって地域を創生する活動として、「地域学校協働活動」を推進する。

県 推進協議会の設置

- 総合的な教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター等を対象とした研修の企画
- 事業の評価

市町 推進・運営委員会の設置

- 教育委員会と福祉部局等の連携方策
- 地域の人材確保方策の検討
- 支援体制の整備・支援活動の実施 等

統括的な地域学校協働活動推進員

- （統括的な地域コーディネーター）
- ・未実施地域における取組実施を推進
- ・地域コーディネーターの資質や活動の質の向上

地域学校協働活動推進員

- （地域コーディネーター）
 - ・地域住民等や学校との連絡・調整
 - ・地域学校協働活動の企画・推進等
- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を中心に、様々なボランティアが緩やかなネットワークを構築し、地域学校協働活動を推進

CSの導入・充実

○CSディレクターの活用により、円滑なコミュニティ・スクールの導入および推進体制構築の支援

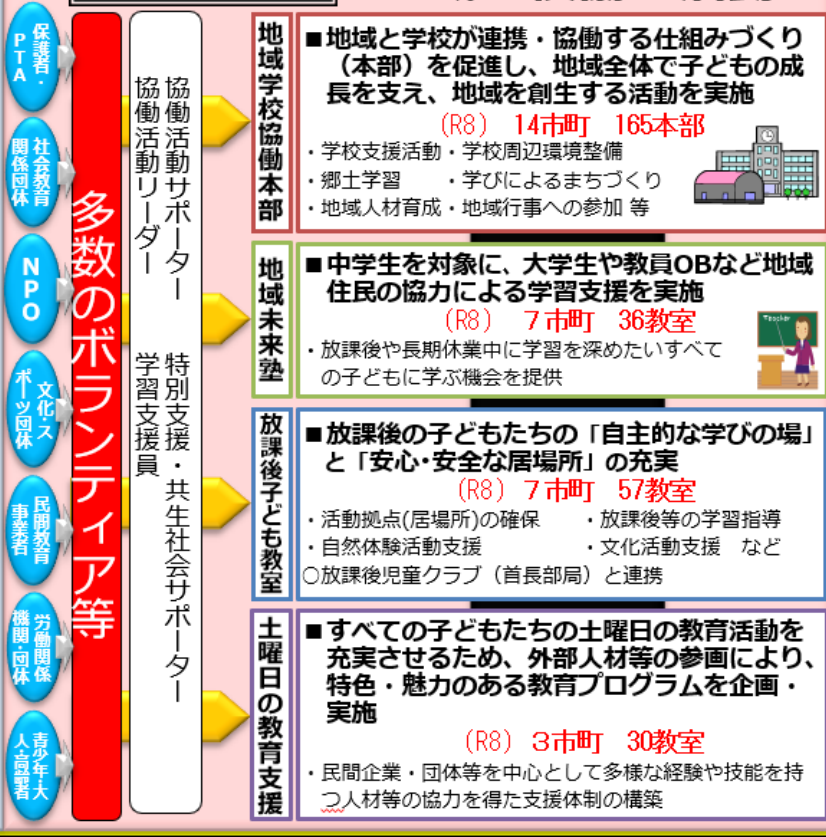
補助要件

- ①コミュニティ・スクール導入率40%以上（令和8年度当初時点）
または、3年度以内の導入率を40%以上にしていること。
- ②地域学校協働活動推進員を配置していること

「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的推進

地域人材等の参画

地域学校協働活動



■地域と学校が連携・協働する仕組みづくり（本部）を促進し、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施
(R8) 14市町 165本部

- ・学校支援活動・学校周辺環境整備
- ・郷土学習 ・学びによるまちづくり
- ・地域人材育成・地域行事への参加 等

■中学生を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施
(R8) 7市町 36教室

- ・放課後や長期休業中に学習を深めたいすべての子どもに学ぶ機会を提供

■放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実
(R8) 7市町 57教室

- ・活動拠点(居場所)の確保 ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援 ・文化活動支援 など
- 放課後児童クラブ（首長部局）と連携

■すべての子どもたちの土曜日の教育活動を充実させるため、外部人材等の参画により、特色・魅力のある教育プログラムを企画・実施
(R8) 3市町 30教室

- ・民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を持つ人材等の協力を得た支援体制の構築

趣旨 「コミュニティ・スクール推進事業」(県実施)

【補助率】 国 1/3
県 2/3
市町 1/3

公立学校が地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」をめざす「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入を加速させ、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

CSアドバイザー派遣

- 各自治体のCS立ち上げや推進体制の構築に向けた助言
- 市町と県立学校との関係の構築や情報の共有を推進

研修の充実

- 学校運営協議会委員・教職員等を対象とした研修会を開催
- 制度等への理解を深め、導入の促進と取組の充実を図る。

趣旨 「地域における家庭教育支援基盤構築事業」 11市町

【補助率】 国 1/3
県 1/3
市町 1/3

各地域における家庭教育支援員等の養成、家庭教育支援チームの組織化及び学習機会の効果的な提供等の様々な取組に加え、家庭教育支援チーム等の組織化・活動強化を図るための取組の推進など、家庭教育を支援するための様々な取組を支援する。

運営委員会の設置等

- 家庭教育支援体制の整備
- 地域の人材確保や養成方策の検討

家庭教育支援体制の構築

- 家庭教育支援チームの組織化
- 家庭教育支援員の配置

家庭教育支援活動の実施

- 学習機会の効果的な提供
- 親子参加型行事の実施
- 情報提供・相談対応等

- 家庭教育支援チームの拡充を含めた地域における家庭教育支援体制の拡充・強化
…訪問型家庭教育支援に取り組む家庭教育支援員の配置拡充を推進
- 学校と連携し、家庭をつなぐ機会を創出するための家庭教育支援員のコーディネート力や専門性の向上等に関わる研修機会の充実

14. 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課の事業について

令和8年度「学校を核とした地域力強化プラン」事業に係る年間研修計画

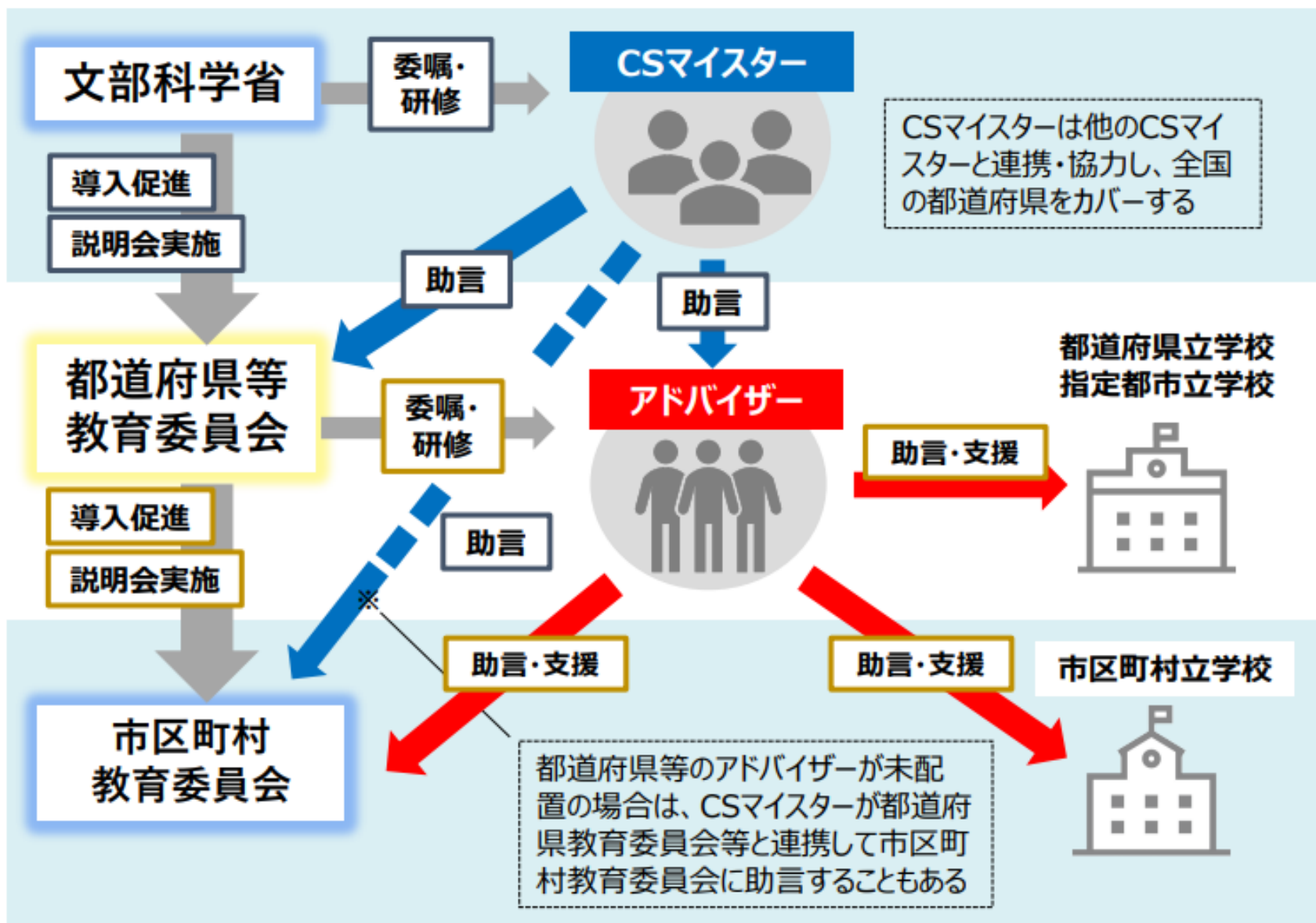
令和8年4月 現在

日 時	研修名	目的（ねらい）	対象	内容	会場
1 3月下旬～	「学校を核とした地域力強化プラン」事業説明会	CSや地域学校協働活動の質的向上を目指す市町・学校・地域関係者に対して、事業について理解を深める機会とする。事業担当者に対して、事業の実施や運営上の留意点などを説明し、事業の円滑な実施を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校を核とした地域力強化プラン」事業担当者 ・市町立校園および県立学校教職員 ・学校運営協議会 関係者 ・地域学校協働活動 関係者 ・県および市町の社会教育委員 等 ・社会教育士 	【事業紹介】 (オンデマンド)	
2 6月5日(金) ※ 13:30～	滋賀県コミュニティ・スクール推進事業研修会 (みつめなおして、よりよく①)	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の有効的な取組に係る講演や事例発表を通して、県立学校等における円滑かつ効果的な導入や取組の充実に資することを目的とする。県立学校における地域学校協働活動やCSと地域学校協働活動の一体的推進について学ぶ機会とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校(中学校・高等学校・特別支援学校)教職員 ・「学校を核とした地域力強化プラン」事業担当者 ・市町立校園および県立学校教職員 ・学校運営協議会関係者 等 ・県および市町の社会教育委員 等 ・社会教育士 	【事例紹介】 【講演】 【情報交換】	県庁東館 7階大会議室 または オンライン
3 7月2日(木) ※ 13:30～	家庭教育支援研修会	家庭教育支援活動の現状や推進・人材確保方策等について学び、情報交換や情報共有をすることで、県内家庭教育支援活動のさらなる充実に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域における家庭教育基盤構築事業」実施市町担当者 ・「学校を核とした地域力強化プラン」事業担当者、学校関係者 ・家庭教育支援員等 ・地域学校協働活動関係者 ・市町家庭教育・子育て支援担当 ・子育てサポーター、家庭相談員、民生委員、主任児童委員 ・県および市町の社会教育委員 等 ・社会教育士 	【行政説明】 【講演】 【情報交換】	県庁東館 7階大会議室 または オンライン
4 8月26日(水) 13:30～	第1回家庭教育ファシリテーター養成講座	各市町や企業で、多くの保護者が家庭教育について学ぶための場や語り合う機会を充実させるために、家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」や家庭教育学習資料を活用しながら、ファシリテーターとして学習講座やサロンをどのように進めていけばよいのかを学ぶ機会とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援員 ・市町担当者 ・その他関係者 	【情報提供】 【演習①】 【演習②】	県庁東館 7階大会議室
5 9月17日(木) 13:30～	「学校を核とした地域力強化プラン」研修会 (みつめなおして、よりよく②)	CSや地域学校協働活動の質的向上を目指す市町・学校・地域関係者に対して、講演を通して、具体的な体制整備に向けた手立て等を学ぶ機会とする。あわせて、参加者の学びを深めるための情報を共有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校を核とした地域力強化プラン」事業担当者 ・市町立校園および県立学校教職員 ・学校運営協議会 関係者 ・地域学校協働活動 関係者 ・県および市町の社会教育委員 等 ・社会教育士 	【講演】 【情報交換】	県庁東館 7階大会議室 または オンライン
6 10月20日(火) 13:30～	第2回家庭教育ファシリテーター養成講座	各市町や企業で、多くの保護者が家庭教育について学ぶための場や語り合う機会を充実させるために、家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」や家庭教育学習資料を活用しながら、ファシリテーターとして学習講座やサロンをどのように進めていけばよいのかを学ぶ機会とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援員 ・市町担当者 ・その他関係者 	【情報提供】 【演習①】 【演習②】	米原市役所1階 コンベンションホール
7 12月18日(金) 13:30～16:30	家庭教育支援実践交流会	家庭教育支援活動の現状や推進・人材確保方策等について学び、情報交換や情報共有をすることで、県内家庭教育支援活動のさらなる充実に資することを目的とする。CSや地域学校協働活動との連携を進めるにあたって、参加対象をコーディネーターやボランティアの方々まで広げる。	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域における家庭教育基盤構築事業」実施市町担当者 ・「学校を核とした地域力強化プラン」事業担当者、学校関係者 ・家庭教育支援員等 ・地域学校協働活動関係者 ・市町家庭教育・子育て支援担当 ・子育てサポーター、家庭相談員、民生委員、主任児童委員 ・県および市町の社会教育委員 等 ・社会教育士 	【実践事例発表】 【講演】 【情報交換】	男女共同参画センター
8 1月19日(火) 13:30～	「学校を核とした地域力強化プラン」成果報告会	県の取組事例の発表や講演を通して、地域の将来を担う人材の育成や「地域とともにある学校づくり」の機運を高め、今後の推進方策について学ぶ機会とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校を核とした地域力強化プラン」事業担当者 ・市町立校園および県立学校教職員 ・学校運営協議会 関係者 ・地域学校協働活動 関係者 ・県および市町の社会教育委員 等 ・社会教育士 	【事例報告】 【講評】 【情報交換】	県庁東館 7階大会議室

※印の付いている研修会は「地域連携担当者」新任研修の選択研修

15. 伴走支援体制と学びをつなぐ人材

CSマスターとアドバイザーの役割



CSマスターは他のCSマスターと連携・協力し、全国の都道府県をカバーする

CSマスターの役割

都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築に向けて、**都道府県等教育委員会やアドバイザー**に助言を行う。

アドバイザーの役割

都道府県等の伴走支援体制の構築や学校運営協議会の設置及びその円滑な実施に向けて、**域内市区町村教育委員会や学校等**に助言・支援を行う。

○財政支援について
国は都道府県等に対し、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」（補助事業）により、アドバイザーの配置及び研修に必要な経費を支援。
補助率：国1/3、都道府県2/3

滋賀県CSアドバイザー



安藤 清代

元滋賀県立
草津養護学校長
(CS設置校)



伊藤 照男

元湖南市立
岩根小学校長
(CS設置校)



北島 恭雄

元草津市立
草津第二小学校長
(CS設置校)



北辺 禎雄

元長浜市立
虎姫小学校長
(CS設置校)



武井 哲郎

立命館大学准教授
(教育学博士)



中村 隆洋

元滋賀県立
河瀬中学校・高等学校長
(CS設置校)



山元 尚美

湖南市立石部南小学校
地域学校協働活動推進員
(CS設置校)



松田 幸夫

元長浜市立余呉小中学校
主任事務主査
(CS設置校)

わたしたちが
サポートします！

- ☑ CS導入
- ☑ 相談
- ☑ 取組の充実
- ☑ 研修会講師

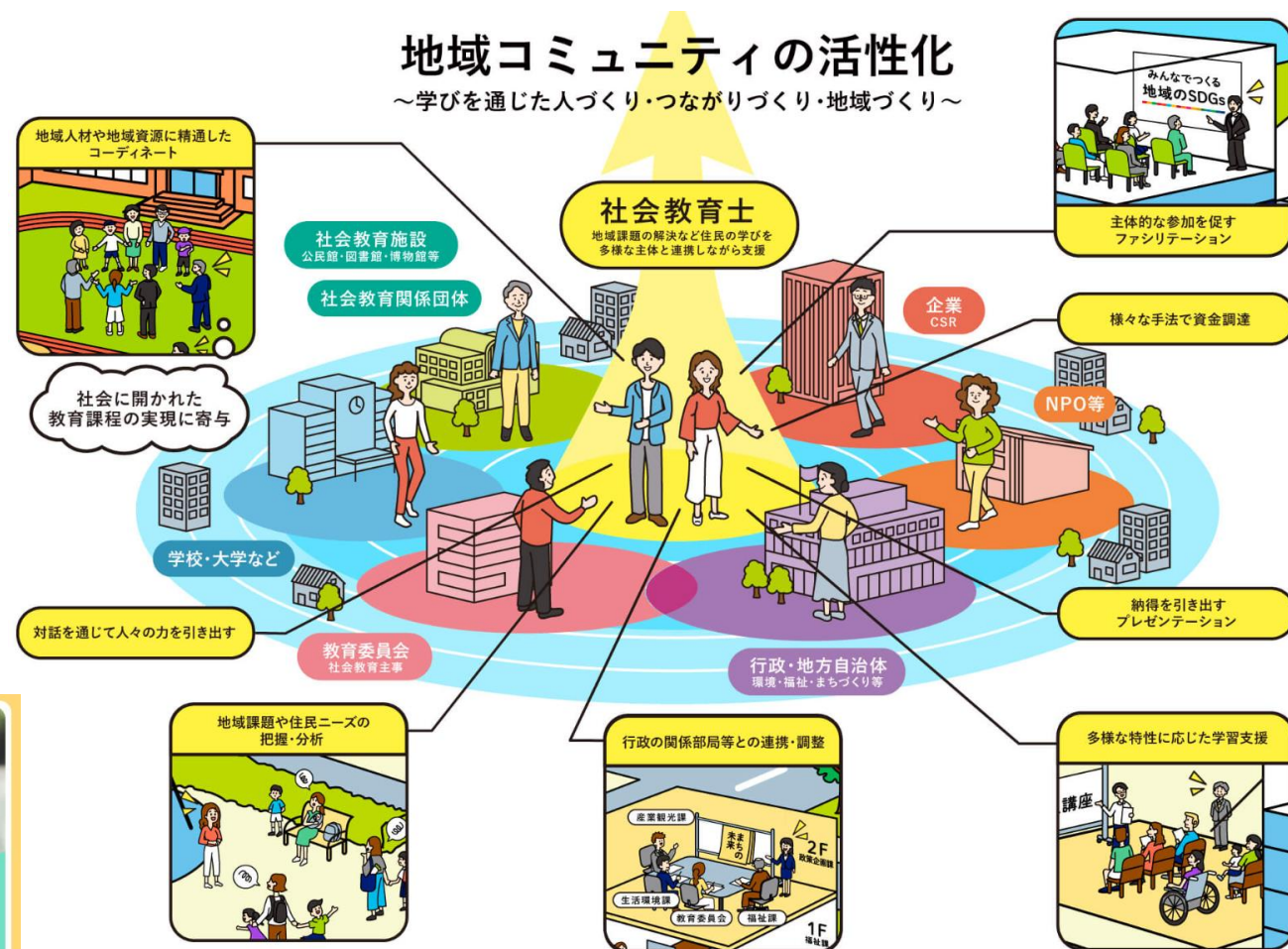
滋賀県学習情報提供システム
におねっと
CSアドバイザーの
メッセージ動画を
視聴できます！



15. 伴走支援体制と学びをつなぐ人材

社会教育士とは？

- 令和2年度から制度化。教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。
- コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を活かし、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに**中核的な役割**を果たすことが期待されています。



主体的に課題を見つけ、 様々な他者と協働しながら、 答えのない課題にも 粘り強く向かっていく力

それを支える学校、地域の大切な意識とは...

これからの社会
に必要な力とは
何かを意識した
取組こそ重要

人と社会と関
わり合う力を
教育課程で明
確化

目標共有し、
それぞれの立
場で何ができ
るかを考える

子どもに関
わるすべての
人が大切な
教育資源

学びの質の高
まりを、地域の
方とともに

コミュニティ・スクールを導入する意味

法改正されたから導入するのではない。教育的に大事だから法改正されたという捉え方が必要だ。

コミュニティ・スクールはあくまでもツールである。目的は一人ひとりの子どもが幸せな人生を送れるよう、育てることである。

コミュニティ・スクールというツールをどう使い、最大限の教育効果を出すのか。これが、各校に求められるカリキュラムマネジメントである。

15.まとめ

～社会教育士を知っていただくための動画を制作しました～



魅力発信！ 社会教育士

地域に密着した住民の学びあい活動を広げる専門人材



社会教育士とは、大学等での養成課程を修了した人たちの称号です。令和2年度から始まりました。コーディネート能力・ファシリテート能力、プレゼンテーション能力等を活かし、行政や企業、NPO、学校等の多様な場で活躍することが期待されています。

- 「滋賀県学習情報提供システムにおねっと」から視聴できます。（上記掲載の二次元コードからも視聴できます。）
- 研修等で活用できる**オンデマンド講座**については、**裏面**をごらんください。

視聴方法

表示のURL・二次元コードから視聴できます。

<https://www.nionet.jp/11division/shakaikyoku/shakaikyouikushi/index.html>

地域づくり・人づくりにいかそう“社会教育士” (オンデマンド講座)

社会教育士に関しての解説や活動事例から、「社会教育士」の理解を深め、可能性を考えましょう。

講座

	内容	概要
講座	「今、求められる社会教育士」 https://youtu.be/fFkL_O7wGBY 	 講師 神部 純一 先生 (滋賀大学教育学部教授) 「社会教育士」制度ができた背景や社会教育士に期待される役割等について解説していただきます。
活動事例	県内で活動する社会教育士の活動を知る。 ①学びと地域をつなぐ社会教育士 https://youtu.be/ckaf7iYr6bo ②まちの課題に取り組む社会教育士 https://youtu.be/agGmgL9fz5s 	① 上坂 喜美子 氏 (安曇川高等学校) 学校における社会教育士の視点を持った学習活動や、活動にかかわった人々の意識の変容について紹介しています。
		② 中沼 譲太 氏 (日野町教育委員会事務局) 公民館、図書館等の関係者、社会教育士同士の対談から、社会教育士としての可能性について語っていただきます。

動画は、令和4年度に作成しました。所属は当時のものです。

